

深谷市地域通貨ネギー取扱店ポイント発行規約

深谷市地域通貨ネギー取扱店ポイント発行規約（以下「本規約」といいます。）は、深谷市（以下「発行者」といいます。）が別に定める「深谷市地域通貨ネギー取扱店利用規約」（以下「取扱店利用規約」といいます。）第2条の規定に基づき登録された取扱店が、ポイント（第1条に規定します。）を発行するための取扱いについて定めるものです。ポイントを発行することを希望する者（以下「ポイント希望者」といいます。）は、本規約に同意いただいた上で、発行者に対し、ポイントの発行をお申込みいただく必要があります。

第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「ポイント」とは、キャンペーンやイベント等に地域通貨を活用するため、ポイント希望者が市に納入した負担金を原資として発行する地域通貨をいいます。
- (2) 「ポイント発行店」とは、ポイントを利用者に対して発行するために、本規約第2条第3項において、発行者からポイントの発行等を認められ、その旨の通知を受けた者をいいます。
- (3) 「ポイントバックキャンペーン方式」とは、取扱店での地域通貨利用額に応じて、ポイントを発行することをいいます。
- (4) 「個別ポイント付与方式」とは、ユーザーが本アプリ（ユーザー）を使用して取扱店に置かれたQRコードを読み取り、ポイントを発行することをいいます。

第2条（ポイントの申請）

- 1 ポイント希望者は、本規約の内容を承諾の上、原則として発行の開始を希望する日の1か月前までに発行者に事前の相談を行うとともに、発行者に対して、別に定める「地域通貨ネギー取扱店ポイント発行申請書」を提出するものとします。
- 2 ポイントの対象とならないものは、次の各号のいずれかに該当するものとします。
 - (1) 法令や公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (2) 市の信用や品位を損なうおそれのあるもの
 - (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれのあるもの
 - (4) その他、発行者が適当でないと認めるもの
- 3 ポイント希望者が第1項の申込みをした場合、発行者は、その内容を審査します。審査の結果、ポイント発行店としてポイントの発行を認める場合、その旨通知するものとします。

第3条（ポイントの発行に伴う負担）

- 1 前条の申請にかかるポイントの発行費用については、その原資分について、1ポイントを1円として換算した額をポイント発行店がその全額を負担するものとします。ただし、第4条第2項に規定するポイントの発行方法がポイントバックキャンペーン方式の場合で、同条第5項に規定する発行したポイントが利用できる取扱店がすべてのネギー取扱店の場合は、発行者が発行するポイント還元分に相当する額は差し引くものとします。

- 2 前項の負担額は、ポイントの発行開始日までに、発行者が指定する方法により納入するものとします。

第4条（ポイントの発行）

- 1 発行者は、前条第1項の支払を確認したときは、支払額1円を1ポイントとして換算し、同額を上限とするポイントをシステム上で発行できるよう設定するものとします。
- 2 ポイントの発行方法は、ポイントバックキャンペーン方式または個別ポイント付与方式とします。
- 3 ポイントの発行期間は、申請を行った日の属する年度の末日までとします。
- 4 ポイントの有効期間は、最長でポイントの発行の日から180日間とします。
- 5 発行したポイントが利用できる取扱店は、すべてのネギー取扱店またはポイント発行店が指定する任意の取扱店とします。
- 6 ポイント発行期間が終了した際、ポイント発行数に相当する額が、発行者に納入済の負担額に満たなかった場合、1ポイントを1円として換算した額を発行者が指定する方法により返還します。

第5条（発行許可の取消）

- 1 発行者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ポイント発行店への発行許可を取り消すことができます。
 - (1) ポイント発行店から発行許可の取消の申出があったとき
 - (2) ポイント発行店が不正な発行を行ったとき
 - (3) 本規約及び取扱店利用規約に違反があったとき
 - (4) その他、発行許可を取り消すべき事由が生じたとき
- 2 発行者は、この規約に重大な違反をして発行許可を受け、又は本発行許可に対する信頼を失墜させる行為を行った者がある場合、直ちに発行者の受けた発行許可の取消を行い、再度の発行許可申請も拒否することができます。
- 3 発行者は、第1項に基づき発行許可を取り消した場合は、その旨を該当者に通知するものとします。

第6条（雑則）

この規約に定めるもののほか、深谷市地域通貨ネギーに関する事項は、取扱店利用規約及び深谷市地域通貨ネギー利用規約に基づくものとし、その他必要な事項は市が定めるものとします。

令和7年2月6日制定